

青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金のご案内

青梅市では、市内で新たに事業を開始した方を対象に補助金の交付を行います。

対象となる方	<ol style="list-style-type: none">1 中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律第5条に規定する者）および個人事業主の方。2 令和2年4月1日以降に市内において事業を開始した創業者であること。3 産業競争力強化法第2条第24項第1号または第3号の認定特定創業支援等事業による支援を受けた方。
対象条件	<ol style="list-style-type: none">1 住所地に納期を経過した区市町村民税を完納していること。2 この要綱にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと。3 暴力団関係者（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。4 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業および性風俗関連特殊営業等でないこと。5 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業（フランチャイズ）でないこと。6 宗教活動、政治活動を目的とするものでないこと。7 市内において事業を営んでいるものが、令和2年4月1日以降に当該事業の廃止をし、または移転により新たに当該店舗以外の店舗で行う事業でないこと。
提出書類	<ol style="list-style-type: none">1 青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付申請書2 開業届（個人事業主）、履歴事項全部証明書または法人設立届（法人）の写し3 営業許可証、賃貸借契約書等事業を営んでいることがわかるもの4 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条の規定による証明書5 区市町村民税の納税証明書6 本人確認書類（運転免許証等）の写し
交付額	1事業者あたり20万円（1事業者1回限りとなります。）
受付期間	令和3年8月16日（月）から令和4年1月31日（日）まで（消印有効）
申請方法	持参または郵送にて受け付けます。

※申請書類は青梅市ホームページからダウンロードできるほか、市役所商工観光課窓口にて配布します。

※窓口での受付は、午前8時30分から午後5時まで（土日祝・年末年始を除く）となります。

※予算がなくなり次第、終了となります。

お問合せ・申請先

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

青梅市経済スポーツ部商工観光課商工労政係（市役所3階）

電話 0428-22-1111（内線2341・2342）

